

## 富山県農地中間管理事業の推進に関する基本方針

### 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標

数値目標（H35）：**90%**

※ 農地中間管理事業や農地利用集積円滑化事業等を活用し、担い手への農地集積・集約化を促進

### 2 1 以外の農地の農地中間管理事業の推進により達成しようとする農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標

種類	内 容	数値目標（H35）	現在（H25）
認定農業者	農業経営改善計画の認定を受けた効率的かつ安定的な家族経営及び法人経営	<b>1,550 経営体</b> 〔個別経営 : 1,100 経営体〕 〔集落営農法人 : 330 組織〕 〔土地利用型以外 : 120 経営体〕	1,467 経営体 〔個別経営 : 1,101 経営体〕 〔集落営農法人 : 247 組織〕 〔土地利用型以外 : 119 経営体〕
集落営農組織	集落を単位とした一定の要件を満たす営農組織	<b>610 組織</b> ※共同経営を行う組織数 （法人組織 330 を含む）	557 組 織

※担い手別の集積面積の目標

- ・認定農業者（個別・法人）の集積面積 : 33,000ha（モデル面積 30ha×1,100 経営体）
- ・集落営農組織（任意・法人）の集積面積 : 18,300ha（モデル面積 30ha× 610 組織）
- ・作業受託・共同機械利用・作業の面積 : 1,000ha

### 3 農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向

農地中間管理機構を担い手への農地集積・集約化を進める中核的な事業体として位置づけ、次の点に留意して農地中間管理事業を効率的かつ効果的に推進する。

- (1)受け手農家の規模拡大又は経営耕地の分散錯圃の解消に資すること。
- (2)既に効率的・安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障が及ぼさないよう配慮すること。
- (3)人・農地プランの定期的な見直し・協議など地域における話し合いを推進すること。

#### 4 農地中間管理事業の実施方法

- (1)地域の協議の場により人・農地プランを定期的に見直すなど、市町村と連携して事業を実施する。
- (2)滞留防止策として、再生不能と判断される遊休農地や借受希望者がいない農地は借受対象から除外する。
- (3)担い手不足地域において広く公募した新規参加者が効率的・安定的な農業経営をめざすことができるよう配慮する。
- (4)農地の配分は、借受希望者のニーズを踏まえつつ、地域農業の健全な発展を旨として、公正・適正に調整する。

#### 5 地方公共団体、農地中間管理機構等との連携及び協力

事業を円滑に進めるため、県及び農地中間管理機構は、市町村等関係機関で構成する連絡協議会を設置し、密接な連携・協力の下に農地中間管理事業の推進を図る。

#### 6 農地中間管理事業に関する啓発普及

県内全域の農家に農地中間管理機構の支援制度を分かりやすく説明するための啓発パンフレット等を配布することにより、農地中間管理機構の活用方法等について、周知徹底を図る。